

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会
会 長 松本 和彦

答 申 書

令和7年10月9日付け高総市第412号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
関係規定	高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号
業務名	個人住民税賦課事務
諮問課	総務部 市民税課
審議日	令和7年10月17日
審議結果	承認
内 容	
<p>本市における個人住民税賦課事務については、特定個人情報ファイルに記録される人数が30万人以上であることから、平成27年度に初めて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく全項目評価を実施し、高槻市個人情報保護運営審議会による第三者点検を経て、「個人住民税賦課事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を公表した。その後、公表から5年を経過した令和2年に評価の再実施・第三者点検が行われており、現在公表している評価書は、令和2年の再実施・第三者点検の手続を経たものである。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで第三者点検を担当していた高槻市個人情報保護運営審議会は、担当事務が大幅に減少すること等を踏まえ、本審査会に統合されたため、令和5年4月1日以降の全項目評価に係る第三者点検については、本審査会の担当事務とされている。</p> <p>今般、個人住民税賦課システムの標準準拠対応及び住民税申告の電子化に伴い、個人住民税賦課情報ファイルを取り扱う事務の内容が変更されることとなった。これは特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更該当することから、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する個人情報保護評価に関する事項として、本審査会に諮問されたものである。</p> <p>本審査会は、本件について、システムの標準準拠対応及び住民税申告の電子化による変更点について、（1）当該事務において使用するシステムの機能等が適切に評価書に反映されているか、（2）特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項の変更内容が適切に反映されているか、（3）特定個人情報ファイルの入手、使用、委託、提供・移転、</p>	

保管・消去など取扱いのプロセスにおいて想定されるリスクを踏まえ、当該リスクを軽減させるための措置を具体的に記載しているかなどについて、慎重に審議した結果、適当と認められることから、本件を承認するものである。